

論 説

ボランティア保護法制の立法化

田 中 謙 一

1. はじめに
2. ドイツ法、および、連邦法におけるボランティア保護法制
3. ボランティア保護法制の立法化

〔資料〕 BGB31a条、31b条、連邦ボランティア保護法

1. はじめに

本稿の目的は、ボランティアが活動中の過失により（活動の）受益者に与えた損害に対する責任の制限を、独立した法制度として立法化することを検討することにある。

わが国において、損害を受けた受益者がボランティアの法的責任を追及する状況は、必ずしも多くない。広く知られている隣人訴訟、および、津市「四ツ葉子供会」事件訴訟を端緒とし、その後も散見される程度にとどまっている。このような傾向にあった第一の理由は、近年に至るまで、わが国におけるボランティア活動が、子供会や町内会での活動など、地縁に起因するものが中心であったことが考えられる。地縁に起因するボランティア活動中に受益者に損害が発生しても、その損害が深刻ではない限り、法的責任を追及する受益者がかえって地域のコミュニティから迫害・追放されるなどの危険性がある。また、同様に、ボランティアやその活動に対する無意識による社会的保護が、ボランティアに対する法的責任の追及を困難としていることが第二の理由である。上記の隣人訴訟においては、訴訟を提起した受益者だけでなく、ボランティアに対しても無関係の市民からの嫌がらせの電話などがあり、結果として両当事者が訴訟を取り下げることとなった。これに対し、法務省は、基本的人権として憲法に保障さ

(2) ボランティア保護法制の立法化

れた「裁判を受ける権利」が侵害されたとし、国民に慎重な行動をとる旨の異例の法務省見解を公表している⁽¹⁾。さらに、第三の理由として、ボランティアに対する法的責任の追及を困難とする社会的傾向を、法解釈が後押ししてきたことが挙げられる。わが国の法制度にはボランティアの法的責任（責任制限）を直接扱った法律は存在しない。しかし、従来⁽²⁾の学説の多くは、ボランティア活動の「無償（性）」を強調し、信義則や（ボランティアと受益者との間での）黙示の合意⁽²⁾、あるいは、近時の学説においては、ボランティアが専門技術や知識を有しない、所謂「素人」であることを原則として注意義務を軽減することにより⁽³⁾、ボランティアの責任制限を広く認めていた。このことがボランティアに対する法的責任の追及を留ませる一因となっていたことは否めない。

筆者はこのような状況を適切であるとは考えていない。ボランティアの責任制限を広く認めることにより受益者が損害を負担する危険が増すことになるが、これを無条件に認めることは妥当ではないからである。ボランティア活動において受益者は無償で物や役務の提供を受けている以上、それに伴う危険も受益者が当然負担すべきであるという主張は、私法の論理に照らせば支持すべきとも思える。もっとも、そのためには受益者が有償で物や役務の提供を受けることが可能であるにもかかわらず、敢えて無償で物や役務の提供を受けた、という前提が存在しなければならない。しかし、ボランティア活動の現状を鑑みると、多くの場合、そのような前提は存在しない⁽⁴⁾。とりわけ、近時のボランティア活動の中心となりつつある福祉活動やいわゆる災害ボランティアにおいて、受益者は主として経済的な理由から、有償で物や役務の提供を受けることは困難である。その様な状況下において、無償で提供を受けたのであるからそれに伴う危険を負担すべきであるという主張は、論理を優先するあまり、法が社会におけるルールであるということを看過した証左と言わざるを得ない。

(1) 朝日新聞1983年4月9日朝刊1頁。

(2) 拙稿「事務管理制度とボランティア活動（1）」亜細亜法学（2019年）58頁以下。

(3) 拙稿「事務管理制度とボランティア活動（2）」亜細亜法学（2021年）2頁以下。

(4) 拙稿・前掲（2）32頁以下。

もっとも、筆者は、責任制限を一切認めず、ボランティアに対する法的責任の追及を促進すべきであると主張するわけではない。責任制限を広く認めるべきであると主張する見解の多くが、ボランティアの法的責任が厳しく追及されるならば、近時わが国にみられるボランティア活動の活性化に水を差すことになるから、ボランティアの責任制限が必要である旨を主張する。筆者もこの主張自体には同意するが、この主張の前提に疑問を持っている。すなわち、これらの主張の前提にある、「ボランティアの責任制限を広く認めること」＝「ボランティアの法的責任を厳しく追及されない」という図式、いわば、両者が必要十分条件であるという関係は成り立たないと考えるからである。この図式は一見すると当然のことものようにも思えるが、そうではない。確かに、「ボランティアの責任制限を広く認めること」は「ボランティアの法的責任が厳しく追及されない」の十分条件ではあるが、「ボランティアの法的責任が厳しく追及されないこと」は「ボランティアの責任制限を広く認めること」の必要条件ではあっても十分条件ではない。すなわち、ボランティアの責任制限を広く認めれば、ボランティアの法的責任が厳しく追及されることはなくなるが、それ以外の方法によっても、同様の結果は実現できると考えるからである。

筆者は、ボランティアの法的責任が厳しく追及されることなく、なおかつ、ボランティアの責任制限を広く認めることを通じて受益者の負担する危険が増大することを避けるため、法を通じて損害の発生そのものを防止することが最も重要であると考えている。その第一の方法は、ボランティアが自分の能力を超えた活動に従事することを抑制することである。すなわち、確かにボランティアは自らの善意に基づいて物や役務を提供するが、その際に、「提供しない」ことが受益者にとって最も利益となる可能性があることを考慮すべきである⁽⁵⁾。とりわけ、病院でのボランティア活動のように、専門的な知識・技能を備えた者がボランティアとともに活動に従事する場合、ボランティアは受益者が求める物や役務が自らの能力を超えると判断できる場合、自らによる提供を行わず、専門的な知識・技能を備えた者にこれを委ねるべきである⁽⁶⁾。

これに対し、第二の方法として、ボランティアに対する責任制限を認め

(5) この点については、拙稿・前掲(3)31頁以下。

(4) ボランティア保護法制の立法化

る明文の法規を立法化する方法が考えられる。責任制限の要件、および、効果を立法により明確にすることで、ボランティアが自らの活動について、その法的責任を十分に計算したうえで、どのような形で活動にかかわるかを事前に考慮することができる。また、立法化によって責任制限に限界があることが示されれば、ボランティアも法的責任を負う可能性があることをボランティア自身にも周知させることが可能となる。わが国の議論においてはボランティアを無償の奉仕者として法的責任の枠外におくべきであるとする認識が強く見られてきたが、立法化はこれを改める機会となるであろう。ボランティア活動がある種の聖域であってはならない。

そこで、本稿においては、ドイツ法、および、アメリカ合衆国連邦法に規定されたボランティア保護法制を参照し、わが国でボランティア保護法制を立法化するに際して、どのような要素を考慮すべきであるかを検討したい。

2. ドイツ法、および、連邦法におけるボランティア保護法制

(1) ドイツ法におけるボランティア保護法制

ドイツ法においては、ドイツ民法（以下「BGB」という）31a条、および、31b条に、ボランティアの受益者に対する責任を制限する旨の規定が置かれている。同条は、名誉職として職務を行う社団理事の責任制限に関する法律（Gesetz zur Begrenzung der Haftung von ehrenamtlich tätigen Vereinsvorständen (G. v. 28.09.2009 (BGBl. I S. 3161)))（以下「2009年改正法」という）、および、名誉職の促進に関する法律（Gesetz zur Stärkung des Ehrenamts (G. v. 28. 3. 2013 (BGBl. I S. 556)))（以下「2013年改正法」）により、BGBに新たに設置された条文である⁽⁷⁾。

その立法過程に関しては別稿で検討したが⁽⁸⁾、2009年改正法では、名誉職として社団の理事職を引き受ける者の責任危険を縮減することで⁽⁹⁾、ボ

(6) また、より根本的にみれば、近時多くのボランティアが活躍する福祉活動の分野においては、本当にそれが必ずしも専門的な知識・技能を備えていないボランティアに委ねられるべき業務であるかについて、個別に検討する必要がある。

ランティア活動 (bürgerliches Engagement) の促進が意図されている。具体的に、BGB31a条1項では、社団、および、社員による理事に対する損害賠償請求が、理事に故意または重過失がある場合に制限されている。また、同条2項では、理事が第三者に対して与えた損害に対して責任を負う場合、それが故意または重過失によるものでない限り、責任からの解放 (Befreiung) を社団に対して請求することができる旨が規定されている。本稿の問題関心にとって重要な条文は後者である。

BGB31a条2項は、理事に対して完全な免責を認めているわけではない。確かに、第三者が社団ではなく理事に対して損害賠償責任を追及した場合、理事は社団に対して第三者への賠償の支払いを求め、併せて、第三者に対してはその旨を主張して賠償を拒むことができる。もっとも、社団が第三者に対して十分な賠償を支払えなかった場合、理事は自らの財産から未払い分の賠償金を支払わなければならない。したがって、理事は社団の倒産危険 (Insolvenzrisiko) のみを担うことになる⁽¹⁰⁾。なお、BGB840条2項は、BGB831条に基づいて使用者が損害賠償責任を負う場合、内部関係において直接の加害者である被用者のみが責任を負うとするが⁽¹¹⁾、同項はこの原

(7) 本条の草案段階では、責任制限が認められたのは社団の理事のみであったが、草案に対する連邦政府により、責任制限を財団の理事 (Vorstand) にも同様に認めるべきであるとする所見 (Auffassung) が提示され、これを受けて BGB86条が改正され、BGB31a条が準用される旨が規定された。

(8) 拙稿「ドイツにおける社団理事の責任に関する法制改革の端緒—名誉職として職務を行う社団理事の責任制限に関する法律 (G. v. 28.09.2009 (BGBl. I S. 3161)) の検討—」山梨学院大学法学論集75号 (2015年) 51頁。

(9) 私人が公益的な役職を引き受けるに当たり、(a) [副業性] その役職を (生計を立てるための) 本業としてではなく、副業として (nebenberuflich tätig) 引き受けており、(b) [無償性] その役職に対して報酬が支払われない (unentgeltlich) 時、その者は名誉職 (Ehrenamt) に就いている、あるいは、名誉職として職務を行っている (ehrenamtlich tätig) と評価される。名誉職として引き受けられる役職は、地方議会議員や裁判官といった公職の他、後見人 (Vormund) や介護者 (Pfleger) など、極めて多岐にわたる。

(10) Stöber/Otto, Handbuch zum Vereinsrecht, 11. Aufl., 2016, Rdnr. 625.

(11) 椿寿夫=右近健男『注釈ドイツ不当利得・不法行為法』(三省堂、1990年) 173頁 [右近健男]。

(6) ボランティア保護法制の立法化

則を逆転させ、社団からの理事に対する求償を制限している⁽¹²⁾。

この2009年改正法に対しては、その立法趣旨に対する批判そのものはほとんど見られなかったものの、責任制限の根拠が明確ではない、という指摘が学説から示された⁽¹³⁾。また、連邦政府の所見を受けて同条の適用範囲は財団の理事にも拡大されていたが⁽¹⁴⁾、それだけでは不十分であり、適用範囲を拡大すべきであるとする指摘があった⁽¹⁵⁾。第三者に損害を発生させる恐れがあるのは理事職にあるボランティアだけではない。定款の定めにより特定の業務を担当する特別代理人 (*besondere Vertreter*) やその他の管理職、さらには、実際の活動に従事する社員 (構成員) (*Mitglieder*) が損害発生の原因となることも少なくない。それらに対する責任制限を認めなければ、ボランティア活動を促進するという同法の趣旨を十分に達成することはできない。

そこで、2013年改正法では、まず31a条の「*Vorstand*」という文言が、「*Organmitglieder oder besondere Vertreter*」に改められ、法人の管理職に責任制限が拡大されると同時に、31b条が新設され、構成員 (*Mitglieder*) に対する責任制限も認められるに至った⁽¹⁶⁾。BGB31b条により構成員に責任制限が認められたことは、ドイツにおいて重要な意義を有する。ドイツにおいてボランティア活動を所管する連邦家族・高齢者・女性・若者省 (*Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend: BMFSFJ*) によれば、(広義の) ボランティア活動には、民間服役 (*Zivildienst*)、無償の福祉ケア (*freie Wohlfahrtspflege*) および自発的な社会参加活動 (*freiwilliges Engagement*) の3つの形態が含まれるとされる。このうち、民間服役は、兵役義務を課せられた若年男性がこれを拒否するかわりに、

(12) *Stöber/Otto*, a.a.O.(Anm.(10)), Rdnr. 625.

(13) *Reuter*, Zur Vereinsrechtsreform 2009, NZG 2009, S. 1370; *Unger*, Neue Haftungsbegrenzungen für ehrenamtlich tätige Vereins- und Stiftungsvorstände, NJW 2009, S. 3270f.; *Ehlers*, Die persönliche Haftung von ehrenamtlichen Vereinsvorständen, NJW 2011, S.2689, 2689.; この点については、拙稿・前掲注(8) 269頁参照。

(14) 前掲注(7) 参照。

(15) 拙稿・前掲注(8) 269頁。

(16) 2013年改正後のBGB31a条・31b条については、文末資料参照。

同省の下に設置された兵役代替奉仕庁 (Bundesamt für Zivildienst: BAZ) が認可する病院や老人ホーム、地方自治体などで兵役代替奉仕を行う形態である。これに対し、わが国におけるボランティア活動に該当する無償の福祉ケア、および、自発的な社会参加活動のうち、前者は、主に宗教を基盤とした極めて大規模な6つの社団に所属し⁽¹⁷⁾、後者は、中・小規模な社団や住民グループ、協同組合に所属し、ボランティア活動を行う形態である。BMFSFJによる2009年の調査では、ドイツ国民の36%がボランティア活動に参加しており⁽¹⁸⁾、そのうちの約半数が社団に所属して活動を行っている⁽¹⁹⁾とされる。また、社団に所属する割合は、継続的に特定の活動を行っているボランティアほど高く、2年以上にわたって特定の活動を行うボランティアのほとんどが社団に所属して活動を行っている⁽¹⁹⁾とされる。したがって、BGB31b条の新設により、積極的に活動を行うボランティアの大半に対して責任制限が認められるに至った。

以上に示したドイツ法におけるボランティア保護法制の特徴を、本稿の問題関心の観点からまとめると、以下の通りとなる。まず、①ドイツにおけるボランティア保護法制は、その適用対象が限定されている点を挙げることができる。すなわち、責任制限が認められるのは、社団と委任関係にある理事や特別代理人、および、社団の構成員のみである。同じく社団と委任関係にあるとされる監事 (Revisiore) や会計監査役 (Rechnungsprüfer)⁽²⁰⁾、あるいは、社団から特定の活動を委託されたボランティアに対しては、BGB31a条、31b条に基づく責任制限は認められない。もっとも、特別な状況を除けば⁽²¹⁾、監事や会計監査役が第三者に損害を生じさせる状況は例外的であろう。これに対し、(わが国のボランティア活動においてよく見られる) 後者のようなボランティアに対して責任制限が認められないことは注

(17) 6つの団体とは、パリテート福祉団体、労働者福祉団体、ユダヤ中央福祉会、ドイツ赤十字、ディアコニー事業団、カリタス・フェアバントである。これらの団体を合計すると、およそ250万～300万人のボランティアが活動しているとされる。

(18) *BMFSFJ, Hauptbericht des Freiwilligensurveys 2009*, 2009, S. 28.

(19) *BMFSFJ, a.a.O. (Anm. (18))*, S. 8.

(20) *Beuthien/Gummert/Schöpflin, Münch Handbuch des Gesellschaftsrechts, Band 5, 4. Aufl.*, S.489.

(8) ボランティア保護法制の立法化

目に値する。ドイツにおけるボランティア保護法制がこのような社団に帰属しないボランティアに対して責任制限を認めない理由は明らかではないが、ドイツにおいては社団などの組織に帰属してボランティア活動を行うことが一般的であると捉えられていることが最も重要な理由であろう。確かに、ドイツにおいても個人、若しくは、小グループによるボランティア活動が看過されているわけではない。しかし、伝統的に、ボランティア活動と社団をはじめとする組織との結びつきが非常に強いとされる⁽²²⁾。実際、ドイツにおいて最も盛んなボランティア活動はスポーツに関するものであるが、これらの活動の90%以上は社団形態で実施されている。また、これに続いて盛んである、芸術・音楽、あるいは、同好会 (*Freizeit und Geselligkeit*)⁽²³⁾ といった活動も、その60%以上が社団形態で実施されている。このようなボランティア活動を取り巻く社会的状況が、社団の理事や構成員に対する責任制限を中核とするボランティア保護制度と結びついたことは、ごく自然な成り行きといえよう。

次に、ボランティアが第三者に対して行った加害行為について、②それが故意、または、重過失による場合には責任制限が認められない半面、加害行為の種類や対象となった被害者の属性に関する限定は存在しない。近時、わが国においてもボランティアの責任制限を一定の範囲で認めるべきであるとする議論がみられるが、そこでの議論の中心は、ボランティ

(21) 具体的には、法人が納付すべき税金や保険料の納付を怠った場合において、ドイツ租税通則法69条1項、若しくは、BGB823条2項に基づいて理事や監事、会計監査人が負う責任が問題となる。2009年改正法の草案では、ドイツ租税通則法に責任制限を認める規定を新設する旨の提案が示されたが、結局改正は見送られた。この点については、拙稿・前掲注(8)58-64頁。

(22) *BMFSFJ*, a.a.O. (Anm. (18)), S. 174f..

(23) *BMFSFJ*, a.a.O. (Anm. (18)), S. 175.; なお、これらの言葉を直訳するならば、「余暇および社交」となるが、これらを目的として活動する社団の多くは、例えば登山やスキーなど、特定の活動を通じての構成員の交友を図っている。その様な観点からすれば、前に挙げた、スポーツや音楽・芸術が、これに関する技能の向上を主たる目的とするという意味で、区別される団体であるといえよう。必ずしも適切な用語とは言えないが、本稿においては「同好会」という言葉を当てることとした。

アが活動の受益者に損害を与えた場合に限定されている⁽²⁴⁾。これに対し、BGB31a条、および、31b条は、責任制限の対象となる加害行為について、そのような限定は設けていない。したがって、職務を遂行する際に発生させた損害であれば、それが受益者に対するものでなかったとしても責任制限の対象となる。また、後述する連邦法においては、ボランティアが自動車などの車両を運転するに際して損害を発生させた場合には責任制限が認められないなど、かなりの細かい点にわたり責任制限の排除事由が規定されている。このような点からすると、ドイツ法におけるボランティア保護法制は、ボランティアに対して広範にわたる責任制限を認めていると評価できる。

次に、責任制限の効果の点に目を移すと、③ボランティアに対する責任制限の形態が倒産危険（*Insolvenzrisiko*）に限定されているという点である。前述したように、BGB31a条、および、31b条は、ボランティアである理事や構成員に対し、完全な免責を認めるわけではない。同条は、第三者に対する責任に関し、免責請求権（*Freistellungsanspruch*）を認めているに過ぎない。したがって、理事や構成員が所属する社団が第三者に対して一次的に損害賠償責任を負い、理事や構成員は社団がその責任を果たせなかった場合にのみ、二次的に責任を負うことになる。このような責任制限の形態は、この点に関するわが国における議論や、後述する連邦法におけるボランティア保護法制には見られない特徴である。ドイツ法がこのような責任制限の形態を採用したことについて、労務関係の領域において長い年月をかけて展開されてきた労働者の責任制限法理に倣ったものである旨が指摘されている⁽²⁵⁾。この点から考えるならば、ドイツ法におけるボランティア保護法制は、ボランティアに対して責任制限を認めつつ、生じた損害を第

(24) 橋本佳幸「非営利法人と不法行為責任」NBL1104号（2017年）40頁は、「ボランティア活動としての役務提供に伴ってその相手方（要支援者、受益者）が身体等を侵害された場合は別として、無関係の第三者が被害者となった場合に、不法行為責任の軽減はおよそ問題となりえない」とされる。

(25) *Reuter, a.a.O. (Anm. (13)), S. 1370.*; なお、ドイツにおける労働者の責任制限に関しては、細谷越史『労働者の損害賠償責任』（成文堂、2014年）を参照。もっとも、社団の理事や構成員は労働者に含まれないとする理解が一般的である。そのため、端的に両法制度をパラレルに捉えるべきではない。

三者に転嫁することのないように配慮された制度であるといえる。

最後に、④理事や構成員が所属する社団が第三者に対して損害を賠償した場合でも、社団の理事や構成員に対する求償権の行使は認められない。ドイツ法においては、理事や構成員が直接の加害者となった場合、BGB31条に基づき社団も理事や構成員と並んで連帯責任を負う⁽²⁶⁾。そのため、同条に基づき社団が第三者に対して損害賠償を履行した場合、理事や構成員に対する求償が問題となるが、BGB31a条、および、BGB31b条はこれを否定する規定となっている⁽²⁷⁾。わが国においては、ボランティアが第三者に損害を発生させた場合、ボランティアを統括する団体が民法715条1項に基づきボランティアと並んで損害賠償責任を負う可能性がある⁽²⁸⁾。この場合、同条3項に基づき個々のボランティアに対する求償が認められるが、信義則により求償の範囲が制限される可能性がある⁽²⁹⁾。また、後述するように、連邦法においては、ドイツ法とは異なり、求償権の制限は規定されていない。このように、ドイツ法におけるボランティア保護法制は社団による求償権の行使を否定することで、ボランティアである理事や構成員を強く保護しているといえよう。

(26) Staundinger, BGB/Roth, § 31 Rn. 17ff.; なお、同条の文言には構成員 (Mitglieder) が挙げられていないが、Staundinger, BGB/Roth, § 31 Rn. 39f. は、支配的見解によれば、構成員のような社団から代理権を授与されていない者が社団の業務を遂行するに際して第三者に損害を与えた場合にも、同条が類推適用されるとする。同条とBGB831条〔使用者責任〕を比較すると、後者には免責規定が存在するのに対し、前者には存在しない。社団の業務にかかわる者が生じさせた損害に対する社団の責任を広く認める規定であるといえる。なお、同条が代位責任説 (Vertretertheorie) に立つものか、それとも組織責任説 (Organtheorie) に立つものであるかについては議論があるとされる (Staundinger, BGB/Roth, § 31 Rn. 3.)。

(27) Stöber/Otto, a.a.O. (Anm. (9)), Rdnr. 625.

(28) これに対し、橋本・前掲注 (24) 43頁は、活動の状況に応じ、ボランティアの個々の活動が統括団体の活動に吸収され、個々のボランティアの責任が問題とされず、統括団体の責任のみが問題となる場合があるとする。したがって、この場合には民法709条に基づき統括団体の責任は追及され、個々のボランティアに対する求償は問題とされない。

(29) 最判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁。

(2) 連邦法におけるボランティア保護法制

連邦法におけるボランティア保護法制の制定は、すでに1980年代には意図されていた。その背景には、当時、(ボランティアが)陪審員により大規模な賠償が命じられる可能性が懸念され、それらに対する制限を制定することが政府に求められていたことがある⁽³⁰⁾。下院司法委員会は、この点に関し、ボランティアに対する訴訟が増加することや、そのような潜在的な危険を市民が懸念することで、市民のボランティアへの意欲を弱めるだけでなく、非営利団体や市民が負担する保険料が値上げされる懸念があることも指摘している⁽³¹⁾。わが国の議論ではあまり取り上げられることのない(ボランティア保険の)保険料が考慮されていたのは、すでに立法当時、保険料がアメリカ合衆国の多くの非営利団体の予算の最大の項目の一つとなっていたためである⁽³²⁾。統計によれば、1985年から1988年の3年間にかけて、非営利団体が負担する保険料が平均55%増加している。また、全体の1/8の団体では200%以上増加している。実際、あるリトルリーグの野球チームからは、5年間の間に保険料が\$75から\$795に増加した旨が報告されている。

このような状況の中、1997年6月に42 U.S. Code CHAPTER 139 — VOLUNTEER PROTECTION (以下、「連邦ボランティア保護法」という)が成立した。同法は14501条から14505条までの5つの条文からなる。まず、14501条 (§ 14501. Findings and purpose) では、同法の立法の背景、および、立法趣旨が示されている。すなわち、まず、ボランティアの意欲が、その人たちに対する潜在的な法的措置(損害賠償請求)によって抑止されており、その結果、多くの非営利団体や政府組織からボランティアが活動をあきらめつつある点を指摘する。それに続けて、下院司法委員会でも指摘さ

(30) Patricia A. Grobe, Nicholas Zingale and Joseph Mead, *Legislation Meets Tradition: Interpretations and Implications of the Volunteer Protection Act for Nonprofit Organizations as viewed through the Lens of Hermeneutics*, Fall 2017 / Spring 2018 *Journal of Public Management & Social Policy*, 24, 25 (2018).

(31) House Report 105-101, Part 1, sec. 7 (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/CRPT-105hrpt101/html/CRPT-105hrpt101-pt1.htm> : 2021年6月1日アクセス)。

(32) *Id.* at sec.7.

れたように、高い賠償責任と不当な訴訟費用のために、ボランティアや非営利団体は、保険市場を通じ、活動をカバーするために保険を購入する際に、より高い費用を負担しなければならない旨を指摘する。これらの背景を踏まえ、同法の立法趣旨が、ボランティア活動に関し、法的責任が濫用的に追及されることからボランティアを一定の範囲で保護するために法律を改正することで、ボランティアに依存するプログラム、非営利団体、および政府機関の活動を維持することにあるとされる。

続けて、14502条 (§ 14502. Preemption and election of State nonapplicability) では、州法との関係を明記したうえで、14503条 (§ 14503. Limitation on liability for volunteers) では、非経済的損害 (Noneconomic losses) 以外についての法的責任に関する責任制限を規定している⁽³³⁾。連邦ボランティア保護法の中核をなす部分である。同条 (a) は、以下の①～④の要件を満たす場合、非営利団体または政府機関のボランティアは、ボランティアの作為または不作為によって引き起こされた損害について責任を負わないとされる。まず、第一の要件は、①ボランティアが、作為または不作為の時点で、非営利団体または政府機関におけるボランティアの職務の範囲内で行動していることである。次に、第二の要件は、②損害が発生した州において、損害を発生させたボランティアの活動が、州の適切な当局による認可、認定、または承認が必要とされ、あるいは、推奨されている (appropriate) 場合には、そのような認可などを取得していることである。さらに、第三の要件は、③損害が、故意または刑事上の違法行為、重大な過失、無謀な違法行為 (reckless misconduct)、若しくは、ボランティアによって危害を加えられた個人の権利または安全に対する意識的で明白な無関心によって引き起こされたものではないことである。最後に、第四の要件は、④損害が、自動車、船舶、航空機、または、州がその運転者または所有者に (A) オペ

(33) 非経済的損害 (noneconomic losses) については、14505条で以下のように定義されている。すなわち、「経済的損失」という用語は、身体的および精神的苦痛 (physical and emotional pain)、苦しみ (suffering)、不便 (inconvenience)、身体的障害 (physical impairment)、精神的負担 (mental anguish)、外観の損傷 (disfigurement)、生活の楽しみの喪失、社会と交友の喪失、共同体の喪失 (家事サービスの喪失を除く)、評判の喪失など、直ちに金銭に換算できない一切の損失を意味する、とされる。

レータライセンス、あるいは、(B) 保険に加入していることを要求するその他の車両を操作するボランティアによって引き起こされたものではないことである。これらの要件のうち、①および③は前述したドイツにおけるボランティア保護法制にも見られる要件である。これに対し、②および④は異質の要件とも考えられる。もっとも、ドイツにおいては、②の要件を充足しないことは重過失と評価されるとも考えられるため⁽³⁴⁾、結局、両法制に顕著な相違は要件④に求められるであろう。なお、同条が提供するボランティアに対する責任制限は、ボランティアが所属する非営利団体または政府機関がボランティアに対して訴訟を提起した場合には適用されない。また、ボランティアに責任制限が認められる場合であっても、そのことは、第三者による非営利団体、または、政府機関に対する損害賠償請求に何ら影響を与えないとされる⁽³⁵⁾。

同条 (g) はさらに、加害行為が以下の5つのいずれかに該当する場合には責任制限が排除される旨を規定する。すなわち、①加害行為が有罪判決を受けた暴力犯罪または国際テロリズム行為に該当する場合、②加害行為がヘイトクライムに該当する場合、③加害行為が有罪判決を受けた性犯罪に該当する場合、④加害行為が連邦または州の公民権法に違反したと認定された不正行為を含む場合、および、⑤加害行為が実行された際に、(州法に従い) アルコールや薬物の影響下にあったと判断された場合、の5つである。

以上の点に加え、14505条 (§ 14505. Definitions) では、14503条で用いられている用語の定義が規定されている。このうち、重要な意義を有するのが、「nonprofit organization」および「volunteer」である。まず、同条の定義によれば、「nonprofit organization」とは、①内国歳入法501条 (c) (3) に規定されており、かつ、501条 (a) により税金を免除され、さらに、ヘイトクライムに該当する行為を行っていない組織、または、②公益のために組織および運営され、主に慈善、市民、教育、宗教、福祉、または健康

(34) Staundinger, BGB/Roth, § 31a Rn. 17.

(35) なお、同条 (e) では、州法によりボランティアの責任制限を認める要件が加重されている場合に、そのような要件を充足しないとしても、連邦法による責任制限は認められる旨が明示されている。

(14) ボランティア保護法制の立法化

の目的で運営されている非営利団体のうち、ヘイトクライムに該当する行為を行っていない組織、とされる⁽³⁶⁾。したがって、501条(c)(3)で規定されている、所謂、慈善団体(charitable organization)に認定されていない組織のために活動するボランティアであっても、連邦ボランティア保護法が規定する責任制限を享受することができる。次に、同条の定義によれば、「volunteer」とは、非営利団体または政府機関のためにサービスを提供する個人であり、①実際に発生した費用の合理的な範囲での返済または手当(allowance)以外の報酬、および、②報酬の代わりとして年間に500ドルを超える価値のある物を受け取っていない者、とされる。

1997年6月18日にビル・クリントン大統領が法案に署名し、連邦ボランティア保護法は成立したが、この法律に対しては当初からこれを批判する声は少なくなかった。議会においても本法案は全会一致で可決されたわけではなく⁽³⁷⁾、また、法案に署名したクリントン大統領も、同法により、何ら責任を負うべきではない被害者が補償を受けることができない可能性があることを懸念していたとされる⁽³⁸⁾。前述したように、同法の主たる目的は、被害者のボランティアに対する訴訟を抑制することにとどまらず、法的責任に対する潜在的な危険を取り除くことで、ボランティア活動を活性化することであった。しかし、同法が規定する責任制限ではそのような目的を達成することが困難であるとするのがその批判の主眼であった。同法の下において、ボランティアは第三者から法的責任の追及を免れることは

(36) James Fishman, *Nonprofit organization in the United States*, in COMPARATIVE CORPORATE GOVERNANCE OF NON-PROFIT ORGANIZATIONS, 129, 144 (Klaus Hopt and Thomas von Hippel ed., 2010)は、501条(c)(3)が規定する慈善非営利団体(charitable nonprofit organizations)と単なる非営利団体とは、以下の4点において異なるとする。すなわち、①免除の対象となる目的のためだけに組織が形成され、かつ、運営されている、②組織の収益が、組織の構成員または(特定の)個人の利益となっていない、③組織の活動の大部分をロビー活動や法律に影響を与える試みに充てていない、および、④特定の候補を支持する、あるいは、反対する政治的な活動に参加、あるいは、介入していない、の4つである。

(37) Grobe/Zingale/Mead, *supra* note 30, at 25.

(38) Michael Martinez, *Liability and volunteer organizations: A survey of the law*, 14(2) Nonprofit Management & Leadership, 151, 153-4 (2003).

できるが、14503条 (c) で明記されているように、ボランティアを統括する非営利団体や政府機関からの追及を免れることはできない。同法の制定により、被害者による第一次的な法的責任の追及の対象がボランティアから非営利団体や政府機関にスライドしたに過ぎず、同法が意図するような潜在的な法的責任の追及の危険をボランティアから取り除き、同法の目的であるボランティア活動を活性化するには至っていないとされる⁽³⁹⁾。

これに加え、同法が成立した後の判例の分析からも、同法が意図しているほどのボランティアの保護を実現していないことが明らかにされている。分析によれば⁽⁴⁰⁾、連邦ボランティア保護法が成立した1997年から2015年の間、同法が引用された訴訟は51件あったとされるが、それらのなかで同法の適用が問題とされた訴訟は23件にとどまり、それ以外の28件の訴訟においては、同法とは別個の基準、例えば州法などに基づいて、判断が示されている⁽⁴¹⁾。また、同法の適用が問題とされた訴訟においても、最終的にボランティアに免責が認められた訴訟は11件にとどまり、13件の訴訟では免責は認められなかった⁽⁴²⁾。免責が認められなかった訴訟は、二つに類型化することができる。すなわち、第一の類型は、被告（ボランティア）が、同法が規定する「ボランティア」の定義に当てはまらなかったためである。そこでは、14505条 (6) により禁止された報酬（compensation）、または、報酬に代わる物の收受が問題とされた⁽⁴³⁾。また、第二の類型は、被告がボランティアとして与えられた権限を越えた活動を行ったためである。具体的には、所属する非営利団体や政府機関がボランティアに対して制限・禁止している活動が損害を発生させた場合である⁽⁴⁴⁾。結局、訴訟総数の1/3

(39) *Id.* at 160-1.

(40) Patricia Groble and Jeffrey L. Brudney, *When Good Intentions Go Wrong: Immunity under the Volunteer Protection Act*, 6(1) Nonprofit Policy Forum, 3, 11-8 (2015).

(41) *Id.* at 17-8.

(42) なお、訴訟の合計数が23件を超えているが、これは1件の訴訟で、一般のボランティアと役員とが同時に被告とされており、両者について同条の適用の可否が分かれたためと考えられる。

(43) *Shanta v. United States*, No. Civ 03-0537 RB/RHS (D. New Mexico January 29, 2004).

にも満たない11件の訴訟においてしか同法に基づく免責が認められなかったことに対し、同法はボランティアに対して法的責任を免れるための新たな手段の一つを提供したに過ぎず、同法が目指した潜在的な法的責任の追及の危険をボランティアから取り除く救世主としての役割を果たすことはできていないと評価される⁽⁴⁵⁾。

以上に示した連邦法におけるボランティア保護法制の特徴を、本稿の問題関心の観点からまとめると、以下の通りとなる。まず、①連邦法におけるボランティア保護法制は、ドイツ法におけるそれと同様に、その適用対象が限定されているが、その限定は幾分弱いものとなっている点を挙げることができる。連邦ボランティア保護法は、14505条(6)において、責任制限の対象となるボランティアを「非営利団体または政府機関のためにサービスを提供する個人」としている。したがって、個人で活動しているボランティアは責任制限の対象とはならない。もっとも、ドイツ法とは異なり、非営利団体または政府機関の「ために」活動する個人とされているので、非営利団体の構成員や役員に限定されてはいない。また、非営利団体の法的形態に関しても、14505条(4)が規定するように、内国歳入法501条(c)(3)に規定された、所謂慈善団体(charitable organization)に該当する組織に限定されていない。したがって、この点においては、連邦ボランティア保護法の適用対象は比較的広いといえる⁽⁴⁶⁾。

これに対し、ボランティアが受け取る報酬に関しては厳しい要件が付されているといえる。すなわち、ドイツ法では、ボランティアが社団から報酬を受け取っていると、その額が年間720ユーロ以内であれば責任制限は認められる。これに対し、連邦法においては費用の償還以外に金銭を受け取るとは一切認められず、また、金銭に代わる物の收受に関しても年間500ドルが限界とされている。ドイツ法と比較してかなり厳格な要件が定められており、また、前述したように、判例の中にはこの点を指摘して責任制限を否定したものがあることからしても、これが実質的な要件として機能していると考えられる。したがって、この点においては、連邦ボラ

(44) Levy v. Clayton Downey Worthington, 2011 WL 5240442 (D. Colo. October 31, 2011).

(45) Grobe/Brudney, *supra* note 40, at 18.

ンティア保護法の適用対象は狭められているといえる。

次に、ボランティアが第三者に対して行った加害行為について、②それが故意によるもの、または、刑事上の違法行為、重大な過失、無謀な違法行為に該当し、若しくは、被害者の権利または安全に対する意識的で明白な無関心によって引き起こされた場合だけでなく、自動車、船舶、航空機などの運行に伴うものである場合や、性犯罪やヘイトクライム⁽⁴⁷⁾には責任制限が認められない。被害者が活動の受益者であるか、それとも、まったくの第三者であるかによって責任制限の可否を区別しない点ではドイツ法と同様であるが、自動車の運行など、加害行為の具体的な性質に応じて責任制限の適用を否定する点に特徴がある。加害行為の性質に応じた責任制限の排除は、合衆国の社会的な特徴を反映したものであるといえよう。

次に、責任制限の効果の点に目を移すと、③ボランティアに対する責任制限の形態が、ドイツ法とは異なり、単純な免責となっているという点である。この点、ドイツ法がボランティアに対して免責請求権を認めつつ倒産危険を負担させていることと異なっている。もっとも、前述したように、連邦ボランティア保護法では、ボランティアと統括団体との間の法的関係

(46) *Elliot v. La Quinta Corporation*, 2007 WL 757891(N.D. Miss 2007); 同事件では、16歳の少年である原告エリオットが地域のユースバスケットボールチームの旅行中に宿で溺死したことについて、ボランティアで引率を行っていた被告オリーの過失による不法行為責任が問われた。被告が連邦ボランティア保護法に基づく免責を主張したことに対し、原告は、活動を行っていたユースバスケットボールチームは内国歳入法501条(c)(3)に規定される慈善団体に該当せず、したがって被告も免責を享受できない旨を主張した。これに対し、連邦地方裁判所は、連邦ボランティア保護法の立法の経緯からすると、同法は(活動するボランティアが)責任制限の対象となる「組織」を広く定義していると考えられるから、レクリエーションのために形成され、いまだ正式には法人化されていない(not formally incorporated)組織であっても、対象となる組織に含まれるとし、被告に対する同法に基づく責任制限を認めた。

(47) 14503条(g)によれば、「ヘイトクライム」の定義は、ヘイトクライム統計法(Hate Crime Statistics Act (28 U.S.C. 534 note))に従うとされる。同法の制定経緯などについては、新恵理「アメリカ合衆国におけるヘイトクライム規制法(Hate Crime Law)の動向と、日本の課題」産大法学48巻1・2号30頁(2015年)。

(18) ボランティア保護法制の立法化

にドイツ法のような厳格な制限は存在しない。そのため、ドイツ型の責任制限の形態を採用することは困難であろう。また、ボランティアに対して倒産危険を負担させるならば、結局は、潜在的な法的責任の追及の危険をボランティアから取り除くという同法の立法趣旨を十分に達成しえないことになるであろう。

最後に、④ボランティアを統括する非営利団体や政府機関が第三者（被害者）に損害を賠償した場合、ボランティアに対して賠償を請求することは否定されていない。連邦ボランティア保護法14505条(6)は、同法におけるボランティアを統括団体の「ために」活動する個人と定義づけている。そのため、ドイツ法が想定する状況とは異なり、ボランティア個人の加害行為について、常に統括団体が責任を負うわけではない。アメリカ法において代位責任が認められる典型として、雇用関係における被用者が雇用の範囲内で行った不法行為について使用者が負う使用者責任が挙げられるが⁽⁴⁸⁾、同法が想定するボランティアと統括団体との関係は、そのような関係に該当するものには限られないと考えられる。ただ、大半の訴訟においては、ボランティア個人に対する訴訟と同時に、統括団体に対する訴訟も提起されている⁽⁴⁹⁾。そのため、統括団体が第三者に損害を賠償した場合、ボランティア個人に対して責任を追及することも十分に考えられる。14503条(c)は、そのような責任追及について同法が適用されない旨を明示しているが、これが立法時における批判の対象となったことは前述したとおりである。

3. ボランティア保護法制の立法化

(1) 立法化において検討すべき要素

以上で検討したドイツ法、および、連邦法の検討を踏まえ、わが国においてボランティア保護法制を立法するかする際に考慮すべき要素をまとめる。

立法化に際して最初に問題となるのは「ボランティア」の定義であろう。わが国の議論においても「ボランティア」の定義は明らかではないが、立

(48) 樋口範雄『アメリカ不法行為法〔第2版〕』（弘文堂、2014年）368頁以下。

(49) Grobe/Brudney, *supra* note 40, at 14.

法化に際しては社会に存在するいわゆるボランティアと呼ばれる存在を全て包含することができないとしても、何らかの形で定義づけを行うことが不可欠である。この点、ドイツ法は、責任制限の対象となるボランティアを社団の理事、特別代理人、および、構成員に限定するという、かなり割り切った定義づけを行っている。このような定義づけは、前述したように、ボランティア活動に関するドイツにおける特有の事情にも支持される場所であるが、立法過程において対象の拡大が求められたように、異論のないものであるとは言えない。それでも、ドイツ法におけるボランティア保護法制がボランティアの責任制限のみを第一義的な目的として「いない」ことからすれば⁽⁵⁰⁾、適用対象を一定の範囲で区切ることが結果として支持されるといえよう。これに対し、連邦法においては、ボランティアを統括団体の「ために」活動する個人と定義づけしていることからわかるように、ボランティアの法的地位に基づき責任制限が排除されることはほとんどない。私見としては、ドイツ法に倣い、一定の法的地位にあるボランティアに対してのみ責任制限を認めるべきであると考えるが、それがわが国のボランティア活動の実情に合致しているかが問題となる。この点に関しては後述する。

また、ドイツ法、連邦法のいずれにおいても、報酬に関する制限が存在するが、前述したように、連邦法による制限はより厳格であるといえよう。報酬制限に関してはわが国においてもしばしば議論されるが、ドイツ法における立法過程でもこの点は議論の対象となっていた。2009年改正法では報酬の上限が500ユーロ、2013年改正法を経た現行法では720ユーロとされているが、その額を正当化する根拠は必ずしも明らかではない⁽⁵¹⁾。この点、連邦法は報酬の收受を禁止し、また、報酬に代わる物の收受も年間500ド

(50) 前述したように、ボランティアに対して倒産危険を負担させていることからわかるように、ドイツ法においては被害者とボランティアとの間での損害の公平な分担が保護法制の目的とされている。

(51) 拙稿・前掲注(8)70-72頁。Hüttermann, Das Gesetz zur Stung des Ehrenamts, DB 2013, S. 774, 777.は、立法資料などから明らかにされてはいないが、同法が規定する報酬の上限額は、所得税法(Einkommensteuergesetz: EStG)3条26a号が規定する、法人が理事に対して支払う報酬のうち非課税とされる金額にあわせられている旨を指摘する。

(20) ボランティア保護法制の立法化

ル相当を上限とするなど、厳格な報酬制限を設けているといえる。もっとも、連邦法においても統括団体からの費用の償還は認められている。そのため、費用の償還が過大であるとして、それが報酬の収受に該当し、責任制限が排除される場合もある⁽⁵²⁾。それでも、わが国における立法化に際しては、報酬の上限を根拠づける明確な基準がない以上、連邦法に倣い、厳格な報酬制限を設けるべきであろう。その上で、報酬と費用との関係については判例などを通じてこれを明確にしていく必要があるが、むしろ費用の償還についても上限を設けることが考えられる。

さらに、統括団体によるボランティアに対する法的責任の追及を制限するか否かも問題となる。ドイツ法においては統括団体による責任追及が封じられているが、これは結果として統括団体の財政的基盤を不安定にする可能性がある。もちろん、このような不安定性は保険制度を通じてある程度の範囲で回避することが可能であるが、そのような保険制度そのものが結果的に統括団体の深刻な財政負担となっていることは、前述した合衆国の状況が示すとおりである。結局、統括団体による責任追及を制限するか否かは、法的責任の最終的な帰属先をボランティアと統括団体のいずれにするべきか、という政策的な判断によることになる。これは、国家全体としてボランティア活動を支援する際に、ボランティア個人を対象とした支援と、統括団体を対象とした支援（したがって、ボランティア個人の支援は統括団体を通じて行われることとなる）のいずれに重きを置くべきか、ということにもつながる。連邦法において統括団体による責任追及が制限されていないことに対して批判があることは前述したとおりであるが、統括団体の財政的基盤が不安定になることでボランティアの受け皿となる統括団体の活動が鈍化し、結果としてボランティア活動全体が縮小しかねないという配慮があるのであろう⁽⁵³⁾。

最後に、従来わが国の議論でも示されていた、ボランティア活動の受益者以外の第三者に対する損害について責任制限を認めるべきか否か、という点である。明文の規定上、ドイツ法、連邦法のいずれにおいても、被

(52) *Shanta v. United States*, No. Civ 03-0537 RB/RHS (D. New Mexico January 29, 2004).

(53) *Grobe/Brudney*, *supra* note 40, at 20.

害者が受益者以外の第三者であったとしても責任制限が認められる余地がある。もちろん、いずれのボランティア保護法制においても、活動と全く無関係な作為・不作為により第三者に損害を与えた場合、そのような観点から責任制限が排除されることは共通しているが、例えば受益者を病院まで車で輸送する際に歩行中の第三者をはねて死傷させたといった状況が問題となるであろう。わが国の議論においてはこのような状況において責任制限は問題とされないとする見解が示されているが⁽⁵⁴⁾、統括団体が第三者に対して損害を賠償することを条件に、責任制限を認める余地もある。もっとも、連邦法は、無関係の第三者に対する加害行為が最も生じやすい自動車の運転を責任制限の対象から排除することで、受益者以外の第三者に対する損害賠償責任は原則としてボランティア自身を負担すべき危険と理解しているとも考えられる。

(2) 残された課題

以上の点を踏まえたうえで、わが国においてボランティア保護法制を立法化するためには、しかしながら、もう1点重要な検討が必要となる。それは、わが国におけるボランティア活動の実態の把握である。すなわち、ドイツ法にしろ、連邦法にしろ、それぞれの制度は、それぞれの国におけるボランティア活動の実態と密接に結びついている。前述したように、ドイツにおいては社団を中心として行うボランティア活動が広く普及しており、ボランティア保護法制に関しても社団を中心とした責任制限制度が構築されている。また、連邦法においても、ボランティア責任保険の普及と、その保険料の極端な上昇といった実情を踏まえ、非営利団体や政府機関が活動を継続するために必要なボランティアをどのようにすれば確保することができるか、といった観点から制度が構築されている。

それでは、翻ってわが国におけるボランティア活動の現状はどのようになっているであろうか。子供会活動や地縁に起因する活動に端を発したわが国のボランティア活動であるが、二つの震災を通して多くの市民が様々な形でボランティア活動に携わるようになった。その様な中で、NPO法人を中心とするボランティアを統括する団体も存在するようになったが、災

(54) 橋本・前掲注(24)40頁。

(22) ボランティア保護法制の立法化

害ボランティアなどの特殊な活動を別とすると、統括団体を中心としてボランティア活動が運営されているという、ドイツと同様の状況が作り出されているとは言えない。もっとも、ボランティア活動が一般化するとともに、ボランティア活動を個人ではなく、同様の意図を有する者と共同して行うという、いわば横の意識が芽生え始めつつある。その様な観点からすると、わが国の現在のボランティア活動の状況は、大小さまざまな組織と何等かの関係を持ちつつ活動を行うというアメリカの状況に近いといえよう。

もっとも、わが国のボランティア活動は、ボランティア元年と呼ばれる1995年からまだ四半世紀ほどしか経過していない。100年以上の長い歴史を持つドイツやアメリカのそれと比べると、いまだ黎明期といわざるを得ず、それが今後より広く市民に浸透していくか、あるいは、災害発生時だけの一時的な活動を繰り返すだけに留まるかは未知数である。ボランティア保護法制の立法化に関しても、諸外国における各種の制度をより詳細に分析しつつ、わが国におけるボランティア活動の実情に合致した制度を構築することが重要である。

〔資料〕

BGB31a条〔組織の構成員および特別代理人の責任〕

(1) ¹(理事会をはじめとする)機関の構成員または特別代理人が、無償で職務を行っている場合、または、その職務に対して年720ユーロ以下の報酬しか受け取っていない場合、その者が自身の義務を遂行する際に社団に与えた損害につき、故意または重過失が認められる時にのみ、社団に対して責任を負う。²社団の構成員に対する責任に関しても、第1文が適用される。³機関の構成員または特別代理人が故意または重過失により損害を引き起こしたかにつき争いがある場合には、社団または社団の構成員がこれを証明する責任を負う。

(2) ¹前項第一文において、機関の構成員または特別代理人が、自身の義務を遂行する際に第三者または社団の構成員に与えた損害につき、これを賠償する義務を負う場合、社団に対し免責〔die Befreiung von der Verbindlichkeit〕を要求することができる。²故意または重過失により損害

が惹起された場合には、第1文を適用しない。

BGB31b条〔社団構成員の責任〕

(1) ¹社団の構成員が、無償で職務を行っている場合、または、その職務に対して年720ユーロ以下の報酬しか受け取っていない場合、その者が自身の義務を遂行する際に社団に与えた損害につき、故意または重過失が認められる時にのみ、社団に対して責任を負う。² 31a条第1項第3文の規定は(社団構成員に)類推適用する。

(2) ¹前項第一文において、社団の構成員が、自身の義務を遂行する際に第三者または社団の構成員に与えた損害につき、これを賠償する義務を負う場合、社団に対し免責〔die Befreiung von der Verbindlichkeit〕を要求することができる。²故意または重過失により損害が惹起された場合には、第1文を適用しない。

連邦ボランティア保護法 (42 U.S. Code CHAPTER 139—VOLUNTEER PROTECTION)

14501条 調査結果と目的〔省略〕

14502条 州法に対する優先性、および、州裁判所での裁判における不適用〔省略〕

14503条 ボランティアに対する責任制限

(a) ボランティアに対する責任制限

(b) (c)、または、(e) に該当する場合を除き、以下の要件を満たす場合には、非営利団体または政府機関のボランティアは、組織または団体に代わってボランティアの作為または不作為によって引き起こされた損害について責任を負わない。

(1) ボランティアが、作為または不作為の時点で、非営利団体または政府機関におけるボランティアの職務の範囲内で行動している。

(2) 非営利団体または政府機関のボランティアが職務の範囲内で活動 (activities or practice) し、それが適切 (appropriate)、あるいは、必要とされる場合、損害が発生した州において、そのような活動について、

(24) ボランティア保護法制の立法化

ボランティアが管轄する当局によって適切に認可、認定、または承認されている。

(3) 損害が、故意または刑事上の違法行為、重大な過失、無謀な違法行為、または、ボランティアによって危害を加えられた個人の権利、若しくは、安全に対する意識的に公然とした無関心 (**conscious, flagrant indifference**) によって引き起こされたものではない。

(4) 損害が、自動車、船舶、航空機、または、州がその運転者、若しくは、所有者に、(A) オペレータライセンス、若しくは、(B) 保険に加入していることを要求するその他の車両を操作するボランティアによって引き起こされたものではない。

(b) 公益のために飛行機を運行するパイロットに対する責任制限 [省略]

(c) ボランティアの非営利団体、および、政府機関に対する責任に関してこのセクションの内容は、非営利団体、または、政府機関が、そのボランティアに対して提起した民事訴訟に影響を与えない。

(d) 非営利団体、または、政府機関の責任に影響を与えないことについてこのセクションの内容は、引き起こされた損害についての第三者に対する非営利団体または政府機関の責任に影響を与えない。

(e) (州法における) ボランティア保護法制に対する例外措置 [省略]

(f) ボランティアに対する懲罰的損害賠償 [省略]

(g) 責任制限に対する例外

(1) 総論

本法におけるボランティアの責任制限は、以下の不法行為 (**misconduct**) に対しては適用されない。

(A) 加害行為が有罪判決を受けた暴力犯罪または国際テロリズム行為に該当する

(B) 加害行為がヘイトクライムに該当する

- (C) 加害行為が有罪判決を受けた性犯罪に該当する
 - (D) 加害行為が連邦または州の公民権法に違反したと認定された不正行為を含む
 - (E) 加害行為が実行された際に、(州法に従い) アルコールや薬物の影響下にあったと判断された
- (2) 条文の構成

このサブセクションのいかなる内容も、サブセクション (a) (3) または (f) に影響を与えない。

14504条 非経済的損失に対する責任〔省略〕

14505条 定義

(1) 経済的損失 (economic loss)

「経済的損失」とは、そのような損失の回復が適用される州法の下で許可される範囲での損害に起因する金銭的損失を意味する（雇用に関連する収益、または、その他の給付の損失、医療費の損失、交換サービスの損失、死亡による損失、埋葬費用、および、事業、または、雇用機会の損失を含む）。

(2) 損害 (harm)

「損害」には、物理的、非物理的、経済的、および非経済的な損失が含まれる。

(3) 非経済的損失 (noneconomic losses)〔省略〕

(4) 非営利団体 (nonprofit organization)

「非営利団体」とは、(A) 内国歳入法501条 (c) (3) に規定されており、かつ、同法501条 (a) に基づき税金が免除されており、さらに、ヘイトクライム統計法の第一セクション (b) (1) に示されるヘイトクライムに該当する活動を一切行っていない団体であるか、(B) 公益のために組織および運営され、主に慈善、市民、教育、宗教、福祉、または健康の目的で運営されている非営利団体のうち、ヘイトクライム統計法の第一セクション (b) (1) に示されるヘイトクライムに該当する活動を一切行っていない団体、を意味する。

(5) 州 (state) [省略]

(6) ボランティア (volunteer)

「ボランティア」とは、非営利団体または政府機関のために活動する個人のうち、(A) 報酬（実際に（ボランティアが）支払った費用に対する合理的な範囲での返済 (reimbursement)、または、手当 (allowance) を除く）、および、(B) 報酬の代わりに年間500ドルを超えるその他の価値のある物（期間とは、取締役、役員、受託者、または、実際に活動に従事するボランティア (direct service volunteer) として活動した期間を意味する）、を収受していない者を意味する。